

新設規制に関する事前評価書

< 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車の型式届出
担当部局	環境省環境管理局自動車環境対策課 電話番号：03-5521-8302 e-mail：kanri-jidosha@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、特定特殊自動車の型式届出を行い、型式指定された特定原動機が搭載され、同一の型式に属する特定特殊自動車のいずれもが排出ガスによる大気汚染の防止を図るため必要な技術上の基準(特定特殊自動車技術基準)に適合することの確認を合理化する。
規制の内容	特定特殊自動車の製作又は輸入を行う事業者が、型式指定特定原動機を搭載し、かつ、同一型式の特定特殊自動車のすべてが特定特殊自動車技術基準に適合することについて、主務大臣に届け出て自己確認できるもの。 根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第9条～第16条
規制の必要性	大気環境の状況については、大都市地域を中心として依然として厳しい状況にあり、浮遊粒子状物質等に係る大気環境基準の早期達成を図ることが求められている。現在、公道を走行しない特殊自動車の排出ガスは規制の対象外となっており、その排出量は、看過できない水準に達している。このため、公道を走行しない特殊自動車に対して、新たに排出ガス規制を導入することが必要である。
期待される効果	型式の届出がされた特定特殊自動車であれば、その排出ガス性能は確保されていることから、使用者が特定特殊自動車技術基準に適合した特殊自動車を選定することが容易になる。
想定される負担	特定特殊自動車の製作又は輸入を行う事業者は、型式の届出を行うことができる。届出は義務ではないが、届出をした場合は、届出に係る特定特殊自動車の製作又は輸入をする場合には、特定特殊自動車技術基準に適合するようにしなければならず、検査を行い、その記録を作成・保存しなければならない。これによらない基準適合表示等は禁止される。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、型式の指定を行うことも考えられるが、事業者が自ら基準に適合していることを検査し、確認する型式届出よりも事業者の負担が重くなる。型式の届出もせず個別の確認を求めることも考えられるが、特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかを使用者が判断することが困難になることが考えられる。
備考	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。
レビュー時期	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。